

資料 3 - 4

債権管理条例第 6 条に関するメモ

- 1 市に金銭債権が生じる事務で、ある特定の事務で生じた回収処理の過程で得た個人情報を、別の金銭債権回収事務で使うことができなければ、税債権等の強制徴収ができる債権とそれができない債権について一元的・効果的に管理するために「債権回収課」を設置したとしても、有効に機能しない。
- 2 個人情報保護審議会に諮問し、答申を得るということは、そもそも個々の個人情報に関する具体的な利害関係人として意見を聴くものではなく、一定のフィクションを作り出すもの。条例化することが「個人情報の共有化」を正当化・合法化することの最大の手がかりである、との本市審議会の会長（玉巻 弘光東海大学法学部教授）の意見であった。
- 3 地方公務員法第 3 4 条や地方税法第 2 2 条に定められている職員の「守秘義務」は、服務規律として、個々の職員個人に課せられたものである。組織として、組織によって行われる事務処理に当たって、個人情報を取得したときの事務以外の事務に利用しても、守秘義務違反にはならない。
- 4 上記 3 との関連で、法律と条例との優劣を論じる一般的関係で、債権管理条例第 6 条の存在が問題視されたとした場合の、いわゆる上位法令は、現在のところ存在しない。自主的な条例制定権の行使の範囲内であると考えられる。
- 5 平成 1 9 年 3 月に総務省自治税務局長から発せられた通知中「(3) 地方団体における各種公金の徴収の連携強化」に関する部分は、強制徴収できる保育料を例にとり、税情報を保育料徴収事務に利用できるとしているが、それ以外の利用を否定するまでの法的な根拠があるわけではなく、感覚的なものに過ぎない。